

第42回基準部会における委員の依頼資料

- 1 生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について
- 2 生活扶助基準の改定状況

令和4年4月27日

厚生労働省社会・援護局保護課

1 生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について

「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成30年1月閣僚懇談会における全閣僚での申し合わせ事項）で対応方針を示した制度（個人住民税の非課税限度額等、その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度、地方単独事業）における対応結果は以下のとおり。

1. 個人住民税の非課税限度額等

○生活扶助基準等と個人住民税非課税限度額との関係

- ・個人住民税非課税限度額制度は、低所得者の税負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方はできるだけ非課税としようとする制度である。非課税限度額は、均等割については前年の生活扶助基準額を、所得割については前年の生活保護基準額を勘案して設定している。

○生活扶助基準の見直しに係る対応結果

- ・平成30年10月からの生活扶助基準の見直しについては、平成31年度税制改正において、「平成31年度分の個人住民税に係る非課税限度額（均等割・所得割）については、現行どおりとする。」とされた。その後、令和3年度分個人住民税まで、生活扶助基準の見直しによる非課税限度額の変更はされていない。（※1、2）

※1 令和3年度から非課税限度額が10万円引き上げられているが、給与所得控除の10万円の引き下げに伴う措置として実施されたもの。（平成30年度税制改正）

※2 平成25年8月からの生活扶助基準の見直しについても、平成26年度税制改正において「平成26年度分の個人住民税に係る非課税限度額（均等割・所得割）については、現行どおりとする。」とされ、平成30年度分の個人住民税に係る非課税限度額（均等割・所得割）まで、その見直しによる非課税限度額の変更はされていない。

○個人住民税非課税限度額を参考にしている主な制度に関する影響と対応結果について

項目	生活保護基準との関係	平成30年10月からの生活扶助基準に係る段階的見直しへの対応結果
介護保険料や高額介護サービス費等の段階区分	介護保険料や高額介護サービス費等の月々の自己負担額上限の所得区分として、個人住民税非課税世帯であるか否か等が、判定基準の一部となっている。	個人住民税非課税限度額が変更されていないことから、影響なし。
公的医療保険における自己負担限度額	医療費の一部負担金のうち、高額療養費（自己負担額上限）の所得区分として、個人住民税非課税世帯であるか否か等が、判定基準の一部となっている。	個人住民税非課税限度額が変更されていないことから、影響なし。

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(続)

2. その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

○生活扶助基準等を参考にしている主な制度と生活保護基準の関係と対応結果について

項目	生活保護基準との関係	平成30年10月からの生活扶助基準に係る段階的見直しへの対応結果
難病法等に基づく医療費助成等	指定難病の患者等に医療費の助成等を行う場合の自己負担限度額について所得に応じた階層が設定されているが、生活保護受給世帯等については自己負担なしとされている。	見直しによる影響を受けないよう、市町村民税非課税世帯の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、生活保護受給世帯等と同様の取扱いとすることとなっている。
児童入所施設への措置等の徴収金等	保護者のいない児童又は虐待を受けた等保護者の監護が不相当であると認められる児童(要保護児童)等の児童入所施設措置費等について所得に応じた階層が設定されている。生活保護受給世帯等については自己負担なしとされている。	見直しによる影響を受けないよう、市町村民税非課税世帯の対象世帯のうち、特に困窮していると都道府県又は市町村の長が認めた世帯についても、生活保護受給世帯等と同様の取扱いとすることとなっている。
就学援助制度における学用品費等の支給	学校教育法に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、市町村は必要な援助(学用品費等、医療費及び学校給食費の支給等)を行っている。	見直しによる影響を受けないよう、従来より要保護者として就学援助を受けていた者については、引き続き国による補助の対象とすることとなっている。
国民年金保険料の免除	生活扶助受給者について国民年金保険料の法定免除を行っている。	生活保護基準が減額となり、保護廃止によって「法定免除」から外れる場合でも、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な者については、「申請免除」が可能となっている。

3. 地方単独事業

(例) 準要保護者(要保護者に準ずる者として、各自治体ごとに設定)に対する就学援助

○地方自治体で独自に実施している事業については、全国の地方自治体に対して、平成30年度から数次に渡り、国の取組を説明した上で、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼をしたところ。²

(地方単独事業の例)

令和3年度就学援助実施状況調査

生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応



- 平成30年10月から段階的に実施された生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度（準要保護者）に生じる影響及び対応について調査を実施。
- その結果として、準要保護の認定にあたり「生活保護基準見直しの影響が生じない（※1）」又は「生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合に、何らかの対応を行っている（※2）」と回答したのは1,670市町村（94.6%）。
- 一方、「生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるが、対応予定なし」と回答したのは97市町村（5.4%）。

生活保護基準見直しに伴う影響及び対応	市町村数
①生活保護基準の見直しの影響が生じない（※1）	1,536 (87.0%)
②生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合に、何らかの対応を行っている（※2）	134 (7.6%)
③生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるが、対応していない	95 (5.4%)

※ 回答市町村数 1,765 市町村。

※1 ①準要保護者の認定にあたって、生活保護基準を参照して判定する基準を用いていないと回答した自治体、②準要保護者の認定にあたって、生活保護基準を参照して判定する基準を用いることとしている自治体のうち、平成30年10月の見直し後の生活保護基準を平成30年10月以降、今年度の準要保護の認定基準として反映させないと回答した市町村、③準要保護者がいない、生活保護基準見直しに伴う影響を受ける所得層の準要保護者がいないため対応なしと回答した市町村。

※2 見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定するなどの対応。

2 生活扶助基準の改定状況（1 / 2）

【生活扶助基準額】

世帯類型	級地	① 平成22年度	② 平成27年度		③ 令和2年度（10月以降）		
				増減率 (②/①)		増減率 (③/②)	増減率 (③/①)
若年単身世帯 (50代)	1級地-1	8.2万円	8.0万円	-1.8%	7.7万円	-3.6%	-5.4%
	2級地-1	7.4万円	7.2万円	-2.4%	7.1万円	-1.4%	-3.8%
	3級地-2	6.3万円	6.5万円	+2.4%	6.7万円	+3.3%	+5.8%
若年夫婦世帯 (50代夫婦)	1級地-1	12.4万円	12.0万円	-3.7%	12.3万円	+3.0%	-0.8%
	2級地-1	11.3万円	10.8万円	-4.3%	11.5万円	+6.6%	+2.0%
	3級地-2	9.6万円	9.7万円	+0.4%	10.8万円	+11.3%	+11.8%
高齢単身世帯 (65～69歳)	1級地-1	8.0万円	8.0万円	+0.3%	7.7万円	-3.6%	-3.3%
	2級地-1	7.2万円	7.2万円	-0.4%	7.0万円	-3.6%	-3.9%
	3級地-2	6.2万円	6.4万円	+4.6%	6.5万円	+1.1%	+5.8%
高齢単身世帯 (70～74歳)	1級地-1	7.6万円	7.5万円	-1.5%	7.4万円	-0.5%	-2.0%
	2級地-1	6.9万円	6.7万円	-2.2%	7.0万円	+3.1%	+0.8%
	3級地-2	5.9万円	6.0万円	+1.9%	6.5万円	+8.1%	+10.2%
高齢単身世帯 (75歳以上)	1級地-1	7.6万円	7.5万円	-1.5%	7.2万円	-3.7%	-5.1%
	2級地-1	6.9万円	6.7万円	-2.2%	6.5万円	-2.9%	-5.0%
	3級地-2	5.9万円	6.0万円	+1.9%	6.2万円	+2.1%	+4.0%
高齢夫婦世帯 (65～69歳夫婦)	1級地-1	12.0万円	11.9万円	-0.9%	12.0万円	+0.6%	-0.3%
	2級地-1	10.9万円	10.8万円	-1.6%	11.2万円	+4.1%	+2.5%
	3級地-2	9.3万円	9.6万円	+3.3%	10.5万円	+8.8%	+12.4%
高齢夫婦世帯 (75歳以上夫婦)	1級地-1	11.3万円	11.0万円	-2.4%	11.2万円	+2.1%	-0.3%
	2級地-1	10.3万円	9.9万円	-3.0%	10.5万円	+5.8%	+2.6%
	3級地-2	8.8万円	8.9万円	+0.8%	9.9万円	+10.8%	+11.7%

2 生活扶助基準の改定状況（2 / 2）

【生活扶助基準額】

世帯類型	級地	① 平成22年度	② 平成27年度		③ 令和2年度（10月以降）		
				増減率 (②/①)		増減率 (③/②)	増減率 (③/①)
夫婦子1人世帯 (30代夫婦・子3~5歳)	1級地-1	17.0万円	15.8万円	-6.9%	15.7万円	-0.9%	-7.8%
	2級地-1	15.6万円	14.5万円	-6.9%	14.7万円	+1.6%	-5.4%
	3級地-2	13.4万円	13.0万円	-3.2%	13.8万円	+6.1%	+2.8%
夫婦子2人世帯 (40代夫婦・中学生・小学生)	1級地-1	22.0万円	20.5万円	-6.7%	19.9万円	-3.1%	-9.6%
	2級地-1	20.2万円	18.9万円	-6.7%	18.3万円	-3.1%	-9.5%
	3級地-2	17.5万円	16.4万円	-6.2%	16.1万円	-1.7%	-7.8%
母子世帯（子1人） (30代親・小学生)	1級地-1	15.6万円	14.7万円	-5.3%	15.1万円	+2.4%	-3.0%
	2級地-1	14.3万円	13.5万円	-5.7%	14.2万円	+5.1%	-0.9%
	3級地-2	12.5万円	12.2万円	-2.1%	13.3万円	+8.6%	+6.3%
母子世帯（子2人） (40代親・中学生・小学生)	1級地-1	21.3万円	20.0万円	-6.1%	19.5万円	-2.6%	-8.5%
	2級地-1	19.6万円	18.4万円	-6.0%	18.0万円	-2.1%	-8.0%
	3級地-2	17.2万円	16.5万円	-3.7%	16.9万円	+2.3%	-1.5%
母子世帯（子2人） (40代親・高校生・中学生)	1級地-1	21.1万円	19.7万円	-6.4%	20.2万円	+2.3%	-4.3%
	2級地-1	19.3万円	18.1万円	-6.4%	18.5万円	+2.1%	-4.3%
	3級地-2	16.8万円	15.8万円	-5.6%	17.0万円	+7.5%	+1.5%

※ 上記金額には、生活扶助基準本体のほか母子加算及び児童養育加算を含む。

①-1 生活扶助基準見直しによる影響額の状況把握(推計)

○ 生活扶助基準見直しに伴う基準額(生活扶助基準本体及び加算)の影響について、影響額の割合を世帯類型毎にみると、高齢者世帯では「-1%以上~-2%未満」が約4割を占め、母子世帯では「-6%以上~-7%未満」が約4割を占めている。

(1)生活扶助基準見直しに伴う影響額の割合(生活扶助基準本体+加算に占める影響額の割合)別の対象世帯数(全国)①

H24基準額とH27基準額を比較した影響額	該当全世帯数	高齢者世帯					母子世帯				
		小計	単身	2人	3人	4人以上	小計	2人	3人	4人	5人以上
+10%以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
+5%~+10%未満	5	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
+0%~+5%未満	428,083	232,649	219,043	13,567	39	-	2,020	1,327	642	43	8
影響なし	159	87	82	2	3	-	-	-	-	-	-
-0%~~-1%未満	117,054	50,998	45,290	5,667	40	1	1,420	866	464	61	29
-1%以上~-2%未満	441,670	251,848	234,809	16,939	96	4	7,626	5,413	1,978	178	57
-2%以上~-3%未満	300,665	177,707	148,821	28,798	87	1	4,027	2,467	1,045	367	148
-3%以上~-4%未満	49,326	6,002	-	5,842	159	1	13,701	10,812	2,306	385	198
-4%以上~-5%未満	37,667	388	-	208	172	8	6,682	1,867	3,493	873	449
-5%以上~-6%未満	101,255	487	-	353	71	63	32,063	14,397	6,570	7,563	3,533
-6%以上~-7%未満	76,002	421	-	107	230	84	38,338	14,952	18,548	4,258	580
-7%以上~-8%未満	10,868	34	-	-	21	13	870	500	264	76	30
-8%以上~-9%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-9%以上~-10%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-10%以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総計	1,562,754	720,621	648,045	71,483	918	175	106,748	52,602	35,310	13,804	5,032

[構成比]

H24基準額とH27基準額を比較した影響額	該当全世帯数	高齢者世帯					母子世帯				
		小計	単身	2人	3人	4人以上	小計	2人	3人	4人	5人以上
+10%以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
+5%~+10%未満	0%	-	-	-	-	-	0%	0%	-	-	-
+0%~+5%未満	27%	32%	34%	19%	4%	-	2%	3%	2%	0%	0%
影響なし	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	-
-0%~~-1%未満	7%	7%	7%	8%	4%	1%	1%	2%	1%	0%	1%
-1%以上~-2%未満	28%	35%	36%	24%	10%	2%	7%	10%	6%	1%	1%
-2%以上~-3%未満	19%	25%	23%	40%	9%	1%	4%	5%	3%	3%	3%
-3%以上~-4%未満	3%	1%	-	8%	17%	1%	13%	21%	7%	3%	4%
-4%以上~-5%未満	2%	0%	-	0%	19%	5%	6%	4%	10%	6%	9%
-5%以上~-6%未満	6%	0%	-	0%	8%	36%	30%	27%	19%	55%	70%
-6%以上~-7%未満	5%	0%	-	0%	25%	48%	36%	28%	53%	31%	12%
-7%以上~-8%未満	1%	0%	-	-	2%	7%	1%	1%	1%	1%	1%
-8%以上~-9%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-9%以上~-10%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-10%以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※「平成25年度被保護者調査(年次調査)」を基にした推計値。

①-2 生活扶助基準見直しによる影響額の状況把握(推計)

第29回生活保護基準部会
資料1(抜粋)(H29.6.6)

○ 傷病者・障害者世帯及びその他の世帯では、共に「-1%以上~-2%未満」が約3割を占めている。

(1)生活扶助基準見直しに伴う影響額の割合(生活扶助基準本体+加算に占める影響額の割合)別の対象世帯数(全国)②

H24基準額とH27基準額を比較した影響額	該当全世帯数	傷病者・障害者世帯					その他の世帯					
		小計	単身	2人	3人	4人以上	小計	単身	2人	3人	4人以上	
+10%以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
+5%~+10%未満	5	-	-	-	-	-	4	3	1	-	-	-
+0%~+5%未満	428,083	108,566	100,650	7,729	183	4	84,848	78,131	6,511	193	13	-
影響なし	159	56	29	26	1	-	16	-	11	5	-	-
-0%~~-1%未満	117,054	43,404	35,037	7,982	363	22	21,232	13,733	7,140	332	27	-
-1%以上~-2%未満	441,670	106,658	96,568	9,282	748	60	75,538	67,415	7,240	779	104	-
-2%以上~-3%未満	300,665	83,992	71,466	11,151	1,243	132	34,939	24,875	8,695	1,158	211	-
-3%以上~-4%未満	49,326	14,366	2,106	10,469	1,560	231	15,257	814	12,361	1,629	453	-
-4%以上~-5%未満	37,667	21,308	12,906	5,569	2,346	487	9,289	133	5,346	2,823	987	-
-5%以上~-6%未満	101,255	34,086	23,340	5,892	2,849	2,005	34,619	20,644	6,613	3,683	3,679	-
-6%以上~-7%未満	76,002	14,180	211	2,995	5,561	5,413	23,063	343	3,838	8,425	10,457	-
-7%以上~-8%未満	10,868	3,809	91	802	1,797	1,119	6,155	117	1,230	2,821	1,987	-
-8%以上~-9%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-9%以上~-10%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-10%以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総計	1,562,754	430,425	342,404	61,897	16,651	9,473	304,960	206,208	58,986	21,848	17,918	-

[構成比]

H24基準額とH27基準額を比較した影響額	該当全世帯数	傷病者・障害者世帯					その他の世帯					
		小計	単身	2人	3人	4人以上	小計	単身	2人	3人	4人以上	
+10%以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
+5%~+10%未満	0%	-	-	-	-	-	0%	0%	0%	-	-	-
+0%~+5%未満	27%	25%	29%	12%	1%	0%	28%	38%	11%	1%	0%	-
影響なし	0%	0%	0%	0%	0%	-	0%	-	0%	0%	-	-
-0%~~-1%未満	7%	10%	10%	13%	2%	0%	7%	7%	12%	2%	0%	-
-1%以上~-2%未満	28%	25%	28%	15%	4%	1%	25%	33%	12%	4%	1%	-
-2%以上~-3%未満	19%	20%	21%	18%	7%	1%	11%	12%	15%	5%	1%	-
-3%以上~-4%未満	3%	3%	1%	17%	9%	2%	5%	0%	21%	7%	3%	-
-4%以上~-5%未満	2%	5%	4%	9%	14%	5%	3%	0%	9%	13%	6%	-
-5%以上~-6%未満	6%	8%	7%	10%	17%	21%	11%	10%	11%	17%	21%	-
-6%以上~-7%未満	5%	3%	0%	5%	33%	57%	8%	0%	7%	39%	58%	-
-7%以上~-8%未満	1%	1%	0%	1%	11%	12%	2%	0%	2%	13%	11%	-
-8%以上~-9%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-9%以上~-10%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-10%以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※「平成25年度被保護者調査(年次調査)」を基にした推計値。

①-5 生活扶助基準額の見直しによって最低生活費が収入充当額を下回る世帯数の推計

- 平成25年被保護者調査の個票データを基に、平成27年度の生活保護基準額を用いて最低生活費を計算した結果、最低生活費が収入充当額を下回る世帯数を推計した。
- なお、医療費等の需要や収入の変動に伴い、最低生活費や収入充当額も変動することによって保護廃止となる場合も想定されることから、推計値が保護廃止世帯数を表すものではないことに留意が必要である。

	総世帯					高齢者世帯					母子世帯				
	平成25年被保護者調査(年次調査)における世帯数	うち、金銭給付の保護費がある世帯数①	うち、H27基準額表を基に計算すると、金銭給付がなくなる世帯数②	うち、平成27年被保護者調査(年次調査)の個票データから除外された世帯数③	収入充当額が最低生活費を超えるケースの発生率③/①	平成25年被保護者調査(年次調査)における世帯数	うち、金銭給付の保護費がある世帯数①	うち、H27基準額表を基に計算すると、金銭給付がなくなる世帯数②	うち、平成27年被保護者調査(年次調査)の個票データから除外された世帯数③	収入充当額が最低生活費を超えるケースの発生率③/①	平成25年被保護者調査(年次調査)における世帯数	うち、金銭給付の保護費がある世帯数①	うち、H27基準額表を基に計算すると、金銭給付がなくなる世帯数②	うち、平成27年被保護者調査(年次調査)の個票データから除外された世帯数③	収入充当額が最低生活費を超えるケースの発生率③/①
世帯計	1,562,754	1,512,698	3,607	1,575	0.10%	720,621	689,641	1,291	423	0.06%	106,748	105,686	353	224	0.21%
単身世帯	1,196,657	1,155,147	1,769	675	0.06%	648,045	618,898	1,112	380	0.06%	0	0	0	0	-
2人世帯	244,968	238,787	971	443	0.19%	71,483	69,681	170	41	0.06%	52,602	51,888	226	145	0.28%
3人世帯	74,727	73,105	555	274	0.37%	918	888	8	1	0.11%	35,310	35,029	100	60	0.17%
4人以上世帯	46,402	45,659	312	183	0.40%	175	174	1	1	0.57%	18,836	18,769	27	19	0.10%

	傷病者・障害者世帯					その他の世帯				
	平成25年被保護者調査(年次調査)における世帯数	うち、金銭給付の保護費がある世帯数①	うち、H27基準額表を基に計算すると、金銭給付がなくなる世帯数②	うち、平成27年被保護者調査(年次調査)の個票データから除外された世帯数③	収入充当額が最低生活費を超えるケースの発生率③/①	平成25年被保護者調査(年次調査)における世帯数	うち、金銭給付の保護費がある世帯数①	うち、H27基準額表を基に計算すると、金銭給付がなくなる世帯数②	うち、平成27年被保護者調査(年次調査)の個票データから除外された世帯数③	収入充当額が最低生活費を超えるケースの発生率③/①
世帯計	430,425	419,125	918	363	0.09%	304,960	298,246	1,045	565	0.19%
単身世帯	342,404	333,494	437	161	0.05%	206,208	202,755	220	134	0.07%
2人世帯	61,897	60,166	249	94	0.16%	58,986	57,052	326	163	0.29%
3人世帯	16,651	16,181	148	63	0.39%	21,848	21,007	299	150	0.71%
4人以上世帯	9,473	9,284	84	45	0.48%	17,918	17,432	200	118	0.68%

※1 ①「金銭給付の保護費がある世帯数」とは、平成25年被保護者調査(年次調査)(平成25年7月末時点)を基に推計した結果、「最低生活費-収入充当額>0円」となった世帯数。

※2 ②「H27基準額表を基に計算すると、金銭給付がなくなる世帯数」とは、①に該当する世帯のうち、平成27年度基準額表を基に最低生活費を推計し直した結果、「最低生活費-収入充当額<0円」となる世帯数。

※3 ③「平成27年被保護者調査(年次調査)の個票データから除外された世帯数」とは、①に該当する世帯のうち、平成27年度被保護者調査(年次調査)(平成27年7月末時点)の個票データ上、確認できない世帯数。

※「平成25年度被保護者調査(年次調査)」を基にした推計値。